平成21年3月19日の理事会において、「平成20年10月6日臨時理事会で決定した暫定措置」(本年3月末まで延長、「参考」参照)を、さらに本年6月末まで3ヶ月延長することが決定されましたので連絡致します。

暫定措置を講じる原因となった国内の ST・食衛法検査機関の検査滞留はかなり緩和されています。

暫定措置を終了するには、これまで暫定措置に協力して頂いた海外の検査機関の 取扱いを検討する必要があります。その中で、2月19日、厚生労働省から「本年 末で先行サンプルを廃止する」旨の通知が出されました。

先行サンプルの廃止は、玩具企業の受検行動にかなりの影響がある可能性があり、 海外の検査機関の取扱いも、この点を考慮する必要があります。

つきましては、先行サンプル廃止への対応を優先することとし、このため、当面、 暫定措置を3ヶ月延長することとしたものです。

【参考】平成20年10月6日臨時理事会で決定した暫定措置

3ヶ月(本年一杯)の暫定期間を設け、(国内・海外の) ST 検査機関での検査の迅速化、 及び食品衛生法に係る海外指定検査機関の食品衛生法検査への円滑な動員を図ること ができるよう、<u>ST 検査について次の対応を行う</u>。

(1) 食品衛生法に<u>対応する試験項目</u>については、ST 基準・試験方法によらないで、<u>食</u> 衛法の基準・試験方法によっても良いこととする。

(但し、<u>「塗膜 (PVC 塗膜を含む。) の8元素試験」・「3歳未満対象の玩具のDINP 試験」</u>は行うこととする。)

(参考) ST 検査と食品衛生法検査で異なる試験項目・試験方法(抄)

| | 食衛法検査 | ST 検査 |
|--------------|------------|---------------|
| | 玩具の種類毎に検査 | 玩具の種類毎・基材の色毎に |
| 着色料の溶出 | | 検査 |
| 試験 | 繊維・紙・木製につい | 繊維・紙・木製についての、 |
| | て の溶出特例 | より厳格な溶出特例 |
| | | 玩具の種類毎・基材の色毎に |
| PVC, PE 材質試験 | 玩具の種類毎に検査 | 検査 |
| | | PVC について上乗せ基準 |
| 塗装(PVC 塗膜を | 鉛、カドミウム、ヒ素 | 8元素の検査 |
| 含む。) の有害金 | 0 | |
| 属溶出試験 | 3元素の検査 | 繊維試料採取の上乗せ基 |
| | | 準 |
| フタル酸 (DINP) | 6歳未満対象の口に摂 | 6歳未満対象の口に摂す |
| 試験 | することを本質とする | ることを本質とする玩具及 |
| | 玩具 | び3歳未満対象の玩具 |

(2) 暫定期間内に、国内登録検査機関・海外指定検査機関が実施した食品衛生法検査結果(但し、「塗装(PVC 塗膜を含む。)の8元素」・「3歳未満対象の玩具についてのDINP」の検査結果のあるもの)を、対応する検査項目について、ST検査(第三部)の検査結果として受け入れる。

(参考) ST 検査と食品衛生法検査の対応する検査項目

着色料の溶出試験

PVC · PE 材質試験

塗装 (PVC 塗膜を含む。) の有害金属溶出試験

PVC 塗装の有害金属溶出・材質試験

金属製アクセサリーの鉛溶出試験

フタル酸試験 (DEHP/DINP)

ゴム製おしゃぶり試験